名古屋中公共職業安定所　雇用管理部門　行

E-mail：『 meinaka-koyou@mhlw.go.jp 』

□色の箇所に必要事項を入力の上、報告が必要な場合はメールに添付して送信して下さい。

障害者雇用変動報告書

事業所名			
所在地			
担当部署名		担当者氏名	
電話番号		雇用保険事業所番号	23　－　－

下記、内容のとおり報告します。

直近の6月1日に報告した「障害者雇用状況報告書」の「不足数」欄の、

□不足があったものが0人となったため。　□0人が不足となったため。

A：報告済みの障害者雇用状況

直近で提出いただいた「障害者雇用状況報告書」の内容を入力してください。

（令和　　年　6　月　1　日現在）

常用雇用労働者の数

⑩	(イ)常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）		人
	(ロ)短時間労働者の数		人
	(ハ)常用雇用労働者の数（(イ)+(ロ)×0.5）		人
	(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人

常用雇用身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

⑪	(ホ)重度身体障害者の数		人
	(ヘ)重度身体障害者以外の身体障害者の数		人
	(ト)重度身体障害者である短時間労働者の数		人
	(チ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人
	(リ)重度身体障害者である特定短時間労働者の数		人
	(ヌ)身体障害者の数［(ホ×2)+ヘ+ト+((チ+リ)×0.5)］		人
	(ル)重度知的障害者の数		人
	(ヲ)重度知的障害者以外の知的障害者の数		人
	(ワ)重度知的障害者である短時間労働者の数		人
	(カ)重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人
	(ヨ)重度知的障害者である特定短時間労働者の数		人
	(タ)知的障害者の数［(ル×2)+ヲ+ワ+((カ+ヨ)×0.5)］		人
	(レ)精神障害者の数		人
	(ソ)精神障害者である短時間労働者の数		人
	(ツ)精神障害者である特定短時間労働者の数		人
	(ネ)精神障害者の数［レ+ソ+(ツ×0.5)］		人
⑫	合　計［⑪の(ヌ)+⑪の(タ)+⑪の(ネ)］		人
⑬	実雇用率（⑫/⑩のニ×100）		%
⑭	身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数（⑩の(ニ)×法定雇用率−⑫）		人

B：変動後の障害者雇用状況

（令和　　年　　月　　日現在）

常用雇用労働者の数

	人	(イ)：1年を超えて継続雇用される者のうち1週間の所定労働時間30時間未満の者を除いた数
	人	(ロ)：1年を超えて継続雇用される者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
	人	
	人	(ニ)：法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数（除外率があれば除した労働者数）

常用雇用身体障害者、知的障害者、精神障害者の数

	人	**(ホ)(ト)(リ)→重度身体障害者** 原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です。
	人	
	人	**(ヘ)(チ)→重度身体障害者以外の身体障害者** 原則として身体障害者手帳の等級が3級～6級とされる方です。
	人	
	人	**(ル)(ワ)(ヨ)→重度知的障害者** 児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判断された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方です。
	人	
	人	**(ヲ)(カ)→重度知的障害者以外の知的障害者** 児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判断された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。
	人	
	人	**(ヲ)(ワ)→重度知的障害者以外の知的障害者** 児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判断された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。
	人	
	人	**(レ)(ソ)(ツ)→精神障害者** 精神保健福祉手帳の交付を受けている方です。
	人	
	人	**(ホ)(ヘ)(ヌ)(ル)(ヨ)欄**には、1週間の所定労働時間が**30時間以上**の方を記入してください。 **(ト)(チ)(ヲ)(ワ)(タ)(レ)欄**の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が**20時間以上30時間未満**である方を記入してください。（いずれも、1年を超えて雇用される見込みがあること又は1年を超えて雇用されていることが必要です。） **(リ)(ヨ)(ツ)**欄の特定短時間労働者には、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である方を記入してください。
	人	
	人	
	人	**※注1（令和5年4月以降）** **週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇い入れからの期間等に関係なく1カウントとして算定できるようになりました。**
	人	**※注2（令和6年4月以降）** **週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。**
	%	
	人	

R6.6